

1-1 SNSやプロフでのいじめ

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

多

深

SNSやプロフなどで、身のまわりに起きた出来事を発信したり、友だちの書いた日記などにコメントを書き込んだりする子どもたちが増えています。

SNSの利用者数は年々増加しており、書き込みがもとになったトラブルも数多く発生しています。

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）
プロフ：自己紹介（プロフィール）サイト



小学6年生（男子）のAくんは、多くの友だちが登録されているSNSで日記を書いています。

ある時、Aくんは冗談のつもりで、友だちのBくんの悪口をSNS上の日記に書き込みました。Bくんには見られない設定にしていたが、他の友だちがそれをコピーして書き込みをしたことで、Bくんにもその悪口が伝わりました。

Aくんが書き込んだ内容に怒ったBくんは、自分の日記にきつい言葉でAくんへの文句を書き込みました。それはSNS上の友だちにあっという間に広がりました。

それを知ったAくんは落ち込んで、学校に行けなくなっていました。

(1-1) 事例の解説と気をつけること

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

SNSでの不用意な発言によりトラブルになった事例

【 解 説 】

軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。友だち限定だからと安心して軽い気持ちで書き込んだ悪口が、思わぬ形で広がりトラブルにつながる場合があります。

平成22年12月現在、国内最大手のSNSの利用者数は約2,400万人（18歳未満は約330万人）です。SNSは、友だちなどに限定して書き込みを公開することができますが、容易に引用されたりコピーされたりして発信できるため、書き込んだ内容が意図せず拡散してしまうおそれがあります。

SNSやプロフなどを含め、インターネット上で情報を発信するときは、人のつながりなどを通じて、様々な人に見られる可能性があることを意識して利用しましょう。

気をつけること

1. 相手の気持ちを考える：
 - 軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
2. インターネットの特性を理解する：
 - インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まります。特にSNSでは、友だち限定で公開しているつもりでも、その友だちを通じて自分の知らない人にも伝わる場合があります。
 - インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性がある：
 - 書き込んだ内容が悪質な場合は、犯罪となる場合があります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。
4. 保護者や教師は、SNSやプロフを確認する：
 - 保護者や教師は、子どもが見たり作ったりしているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。

1-2 メールによるいじめ

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

子どもたちのコミュニケーション手段として、メールが使われるようになってとともに、いじめの手段としてメールが使われるようになっていきます。

メールによるいじめは、周囲の人に分かりにくいいため、陰湿化しやすいのが特徴です。

多

深



中学2年生（男子）のAくんは、学校の先輩から変なポーズを取るように強要されました。恥ずかしいからと何度も断ったのですが、断り切れずにそのポーズをとったところ、写真に撮られて、多くのクラスメートや先輩にメールで送られてしまいました。

写真付きメールを受け取った何人かは、Aくんを知らない人にも転送していました。

その後、Aくんのところにはクラスメートや先輩から「そんな人とは思わなかった」などと書かれたメールがひっきりなしに送られるようになり、全く知らない人からも同じようなメールが届くようになりました。

Aくんは、メールの着信音が鳴っても、怖くてメールを読むことができなくなり、友だちとメールを楽しむこともできなくなりました。

(1-2) 事例の解説と気をつけること

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

メールがいじめの手段に使われた事例

【 解 説 】

メールによるいじめは、学校だけでなく家に帰ってからもメールが一方向的に次々と送りつけられるため、逃げ場がなくなります。また、メールの文章は過激になりがちなので、相手に与える精神的ダメージが大きくなります。

教師を対象にした調査によると、子どもたちの携帯電話に関する相談のうち「携帯電話のメールを利用したいじめに遭っている」と答えた人は小学校で15.8%、中学校で41.2%を占めます。

(出典) モバイル社会白書2007 (平成19年7月; NTTドコモ モバイル社会研究所)

気 を つ け る こ と

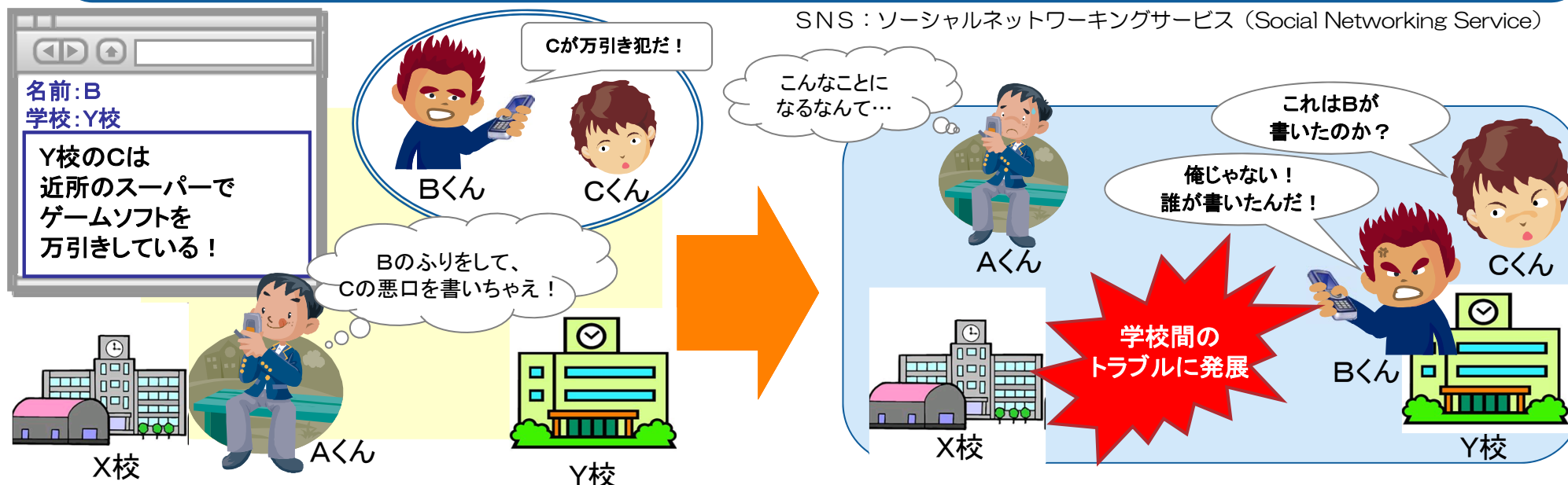
1. 相手の気持ちを考える：
 - ・否定的なメールが頻繁に届くことで、メールの受け手は送り手の想像以上に傷つきます。相手を傷つけるような言葉は使わないなど、相手の気持ちをよく考えましょう。
 - ・文字によるコミュニケーションは、対面と比べて感情や真意が伝わりにくいので気をつけましょう。
2. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性がある：
 - ・メールの内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。
3. トラブルにあったら相談する：
 - ・いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
 - ・保護者や教師は、子どもが相談しやすい環境をつくるとともに、子どもの様子から心の変化やいじめの兆候を早く察知するよう努めましょう。

1-3 なりすまし投稿による誹謗中傷

書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

SNSや掲示板などで、他人になりすまして誹謗中傷の書き込みをするなど「なりすまし投稿」によるトラブルが発生しています。

深
犯



X校のAくんは、Y校のBくんと仲が良くありませんでした。

ある日、Aくんは、Bくんに嫌がらせをしようと考え、SNS上でBくんになりすまし、「Y校のCが近所のスーパーでゲームソフトを万引きしている!」という嘘の書き込みをしました。

その結果、Cくんは一方的に犯人にまつりあげられてしまいました。しかし、実際にはCくんは万引きをしたことはありませんでした。

CくんがBくんに書き込みの内容を問い詰めると、Bくん自身が書き込んだものではないことが分かりました。

さらに調査を進めると、X校のAくんが書いたことが判明し、学校間のトラブルに発展してしまいました。

(1-3) 事例の解説と気をつけること

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

軽い気持ちで「なりすまし投稿」をして大きなトラブルになった事例

【 解 説 】

特定の人物になりすまして、インターネット上で身勝手な発言や活動をするのは、その人物の信用を傷つけ、名誉を著しく傷つけます。相手の名誉を傷つけた場合は、名誉棄損で訴えられることがあります。

子どもたちは、サイトに書き込んでも誰が書いたか分からないと知っている場合がありますが、悪質な誹謗中傷の場合、警察は、サイトの運営会社（運営者）に協力を依頼し、どのコンピュータから書き込んだのか、誰が書き込んだのか、特定することができます。

気をつけること

1. 相手の気持ちを考える：
 - ・書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考え、相手を傷つけるような言葉は使わないようにしましょう。
2. インターネットの特性を理解する：
 - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
 - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性がある：
 - ・書き込んだ内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。
4. トラブルにあったら相談する：
 - ・インターネット上でいわれのない誹謗中傷をされた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

1-4 動画サイトを用いたいじめ

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

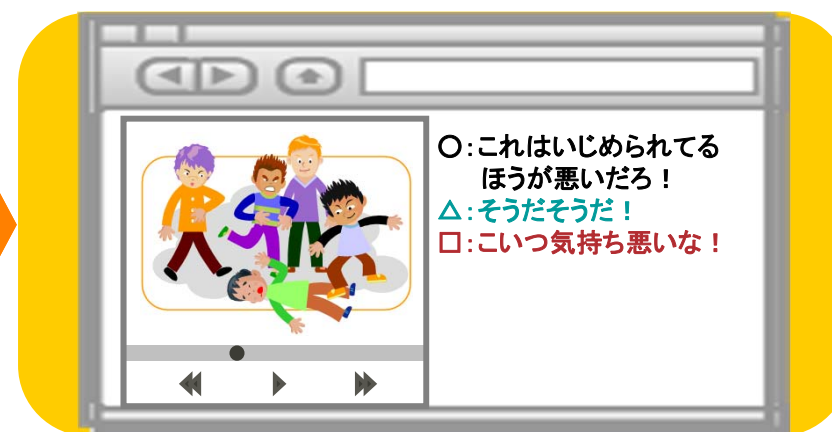
深

犯

子どもたちの間でも動画サイトが利用されるようになっていきます。子どもでも手軽に動画を投稿することができるため、いじめの動画を投稿したり、それがきっかけとなって、さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生しています。



投稿



中学2年生（男子）のAくんは、いつも同じクラスの数人からいじめにあっていました。

ある日、数人のうち1人が、いじめの様子を携帯電話を使って動画で撮影しました。

その数人はおもしろがり、これを動画サイトに投稿しようという話になりました。

いじめの動画が動画サイトに投稿されると、それを見た他の生徒から、Aくんを誹謗中傷する書き込みが相次ぎました。

Aくんへのいじめはさらに深刻になり、Aくんは学校に行けなくなってしまいました。

(1-4) 事例の解説と気をつけること

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

動画サイトにいじめの動画が投稿された事例

【 解 説 】

いじめの様子を動画サイトに投稿されたことがきっかけで、いじめにあっていない子どもはさらにショックを受けます。また、さらなる誹謗中傷やいじめに発展することがあります。動画サイトにはコメント投稿機能があるため、これを使って誹謗中傷やいじめの書き込みが行われることがあります。

総務省の実施した「ソーシャルメディアの利用実態に関する調査研究」によると、動画サイトを週1回以上閲覧する割合は、若年層（10代～30代）で68.7%、中年層（40代・50代）で58.7%、高齢層（60代以上）で56.3%と、すべての年代で半数を超えており、動画サイトは大きな影響力があります。

(出典) ソーシャルメディアの利用実態に関する調査研究 (平成22年3月; 総務省)

気をつけること

1. 相手の気持ちを考える：
 - ・いじめの動画が投稿された事例を話し、投稿された動画を見て相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
2. 動画サイトの特性を理解する：
 - ・投稿された動画は多くの人にすぐに広まり、一度公開された動画は完全には消すことができません。
 - ・動画サイトへの投稿は、調べれば投稿者を特定することができます。
3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性がある：
 - ・投稿された動画の内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。インターネット上で他人の誹謗中傷をしてはいけません。
4. トラブルにあったら相談する：
 - ・いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。